



令和8年2月13日  
都市局まちづくり推進課  
道路局環境安全・防災課

## 「官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ」 「持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ」 とりまとめを公表！

～パブリックスペースの活用等を通じたエリア価値の向上や  
エリアマネジメントによる持続的な地域経営に向けて～

「官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ」及び「持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ」を設置し、ウォーカブル政策やエリアマネジメントに関する必要な制度改善について議論を行ってきました。  
この度、今後求められる制度の方向性や期待される効果等がとりまとめられましたので公表いたします。

### ①官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ

まちなかに「行きたくなる」「過ごしたくなる」視点を一層重視した官民所有のパブリックスペースのさらなる利活用・管理の促進について、議論を行ってまいりました。

＜とりまとめの主な内容＞

1. パブリックスペースの利活用による収益と公共性の考え方
2. パブリックスペースの利活用の推進に向けた支援等
3. パブリックスペースの利活用における手続きの円滑化
4. パブリックスペースにおける制度連携

### ②持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ

エリアマネジメント団体が持続的に地域経営を担う存在へと進化するために必要な財源や人材の確保について、議論を行ってまいりました。

＜とりまとめの主な内容＞

1. エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み
2. エリアマネジメントの推進に向けた特例措置や支援制度
3. エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方
4. 都市再生推進法人の業務・権限の拡大及びガバナンスに関する要件強化

※①②のとりまとめ（概要・本文）や参考資料、過去の会議資料等については、  
以下の国土交通省ホームページに掲載しております。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000090.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000090.html)

#### 【問い合わせ先】

(WG 全体について)

都市局まちづくり推進課 浅野、麻野、根井

電話 03-5253-8111（内線 32-575、32-555）、03-5253-8407（直通）

(WG①のうち道路施策について)

道路局環境安全・防災課 山本、森本

電話 03-5253-8111（内線 38-292、38-233）、03-5253-8495（直通）

## 官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ 委員名簿

### 【委員】(◎：座長、敬称略)

宋 俊煥 山口大学大学院創成科学研究科 教授  
◎山口 敬太 京都大学大学院地球環境学堂 准教授  
三浦 詩乃 中央大学理工学部 准教授  
齋藤 貴弘 渥美坂井法律事務所 弁護士

### 【地方公共団体】

札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室  
仙台市 都市整備局 市街地整備部  
渋谷区 まちづくり推進部  
静岡市 都市局 都市計画部

### 【オブザーバー】

内閣府 地方創生推進事務局  
警察庁 交通局 交通規制課

### 【関係部局】

国土交通省 総合政策局 地域交通課  
国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
国土交通省 水管理・国土保全局 水政課  
国土交通省 住宅局 市街地建築課  
国土交通省 道路局 路政課  
国土交通省 都市局 市街地整備課  
国土交通省 都市局 街路交通施設課  
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

### 【事務局】

国土交通省 都市局 まちづくり推進課  
国土交通省 道路局 環境安全・防災課

## 持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ 委員名簿

### 【委員】(◎：座長、敬称略)

◎ 宋 俊煥 山口大学大学院創成科学研究科 教授  
山口 敬太 京都大学大学院地球環境学堂 准教授  
三浦 詩乃 中央大学理工学部 准教授  
齋藤 貴弘 涼美坂井法律事務所 弁護士

### 【民間実践者】

長谷川 隆三 全国エリアマネジメントネットワーク  
三牧 浩也 一般社団法人 UDCイニシアチブ  
大原 大志 都市再生推進法人  
一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会  
榎原 進 都市再生推進法人 一般社団法人荒井タウンマネジメント  
／一般社団法人 定禅寺通エリアマネジメント  
(特定非営利活動法人 都市デザインワークス)  
堀江 佑典 池袋エリアプラットフォーム (株式会社 サンシャインシティ)

### 【地方公共団体】

東京都 都市整備局 都市づくり政策部  
大阪市 計画調整局 計画部  
広島市 企画総務局 地域活性化調整部

### 【関係省庁】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
国土交通省 道路局 環境安全・防災課  
国土交通省 都市局 市街地整備課  
国土交通省 都市局 街路交通施設課  
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課  
内閣府 地方創生推進事務局

### 【事務局】

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

## 成熟社会の共感再生ビジョン『余白を楽しむパブリックライフの浸透』

- 都市に将来の可変性・柔軟性を許容する「余白」を残すことで、パブリックスペースにおける多様な活動を創出する視点を重視。
- ウォーカブル政策とほこみち・交通政策との連携、民地も含むパブリックスペースの更なる利活用、事業初動期の準備段階の充実を促進。

## 「ワーキンググループ」の4つの検討テーマと提言

## 【テーマ①】パブリックスペースの利活用による収益と公共性の考え方

- ✓ 官民所有のパブリックスペースの利活用による収益を幅広いエリアマネジメントの活動に充当していく上での公共性の整理方法や要件を検討

## 『活動内容と資金の流れの「見える化」と公共性の担保』

- パブリックスペースの利活用による地域全体への波及効果の共通認識や相互理解を図るため、パブリックスペースの利活用等のエリアマネジメント活動における活動内容と資金の流れを「見える化」するとともに、活動内容の公共性を担保する仕組みが必要ではないか
- 関連して、各パブリックスペースに関する既存制度について、運用の再整理・周知を図るべきではないか

## 【テーマ②】パブリックスペースの利活用の推進に向けた支援等

- ✓ 地域の課題解決やエリア価値の維持向上等に資する公共的な活動を行うエリアマネジメント団体の負担軽減策としての措置、要件、プロセスを検討

## 『パブリックスペースの利活用促進に向けた支援強化』

- 各公共空間において規定された特例占用に係る地域への収益還元における制度や運用について、さらなる周知が必要ではないか
- パブリックスペース利活用の推進に向けては、エリアマネジメント団体及び行政へのさらなる支援の充実が必要ではないか

## 【テーマ③】パブリックスペースの利活用における手続きの円滑化

- ✓ 公物管理者が異なる場合に、関係者が参画する協議会により手続きの円滑化を図る手法や要件を検討
- ✓ 同一エリア・路線で特例制度を活用・切り替える場合において手続きの円滑化を図る手法や条件、留意点を検討

## 『ワンストップ窓口、官民連携の協議の場の構築』

- 市区町村のワンストップ窓口の設置にあたっては、民間まちづくり団体と連携のもと、対象を特定のエリアや施設等に限定しつつ試行的に取り組むなど、まずは、対応可能な範囲から始めることが重要ではないか
- 手続きの円滑化を図るため、都市再生推進法人の活用や公物管理者を含めた官民連携の協議の場（市町村都市再生協議会の活用など）が必要ではないか

## 【テーマ④】パブリックスペースにおける制度連携

- ✓ パブリックスペースの利活用の推進に向けた更なる連携方法を検討
- ✓ 地域資源の保全活用のための効果的な都市交通施策やその施策の実効性を高めるための工夫について検討
- ✓ 地域の個性を踏まえ、地域資源の保全活用とウォーカブル空間の整備の連携方法を検討

## 『ウォーカブル政策とほこみち制度・駐車場・交通施策の連携』

- ウォーカブル推進に関わるパブリックスペースの利活用の推進に向けて、制度間連携や予算の重点化の検討を進めることが重要ではないか
- 行きたくなる地区、居心地のよいエリアを検討するにあたり、地区レベルでの交通や駐車場、物流対策等を含めた人中心の交通戦略の検討も必要ではないか

## 成熟社会の共感再生ビジョン『共創・支援型エリアマネジメントによる地域経営』

- エリアマネジメント団体は、主体的に地域に関わり合いながら、居住者や来訪者等と新たな価値や営みを共創し、地域経営を担う存在へ。
- 計画段階から将来的な管理運営を見据えた仕組みづくりや、エリアマネジメントの官民協調領域を位置付けた活動計画の策定を促進。

## 「ワーキンググループ」の4つの検討テーマと提言

## 【テーマ①】エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み

- ✓ 多様な主体が参画し、管理・運営や資金計画、官民協調による活動内容を具体的に定めていく仕組み及び参考となる現行制度を踏まえた拡張方法について検討
- ✓ 計画に定めるべき内容やフロー及び記載内容を持続的に実施していくための措置について検討

## 『エリアマネジメントの活動計画の策定』

- 官民協調のもと活動主体や管理主体など多様な関係者が一体となって、活動内容や官民の役割分担、資金計画等を見る化し、エリアマネジメント活動の持続性を向上させるとともに、エリアマネジメント活動に公共的な位置づけを付与することで、公共空間活用等における手続き・協議の円滑化を図るための計画制度が必要ではないか
- 官民の多様な関係者が一体となった協議体において、定期的な評価を踏まえ、その評価に応じた支援等を講じるとともに、柔軟な判断のもとで改善を図る仕組みが必要ではないか

## 【テーマ②】エリアマネジメントの推進に向けた特例措置や支援制度

- ✓ 社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、地域の課題解決やエリア価値の維持向上等に資する公共的な活動に対する国からの支援措置について検討

## 『持続可能なエリアマネジメント活動への支援強化』

- 官民協調による計画に定められたエリアマネジメント活動に対し、活動フェーズに応じた予算・税制・金融等の財政支援や先進事例の提供等の情報支援が必要ではないか
- エリアマネジメントの中心的役割を担う都市再生推進法人の人才培养や活動計画作成等にかかる支援が必要ではないか

## 【テーマ③】エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方

- ✓ エリアマネジメントの評価に関する適切な目標設定及び効果や評価の妥当性について検討

## 『「エリアマネジメントの評価ガイドライン」の活用促進』

- 地域ごとの特色にあわせた目標設定や評価手法が必要ではないか。また、評価実施の際にデジタル技術を活用するとともに、評価結果をふまえた資金調達の仕組みが必要ではないか
- 評価については、エリアマネジメント団体自身が活動を振り返り・見直すこと、及び関係者や受益者に効果を示すことの双方の観点が重要ではないか

## 【テーマ④】都市再生推進法人の業務・権限の拡大及びガバナンスに関する要件強化

- ✓ これからの都市再生推進法人が担うべき具体的な業務及び指定手続き、要件、権限（メリット）、ガバナンスに関する規程について検討

## 『都市再生推進法人制度の拡充』

- 都市再生推進法人について、地域の魅力や活力の向上に資するDXや調査などの諸活動が円滑に実施できるよう制度を拡充すると共に、地方公共団体もワンストップ窓口の創設など協働体制を構築し、官民で連携してエリアマネジメント活動を推進することが重要ではないか
- 市町村による監督だけでなく、都市再生推進法人の業務のうちエリアマネジメントの活動計画に記載した取り組みについては、市町村都市再生協議会における評価・改善のプロセスなどを通じたガバナンスの強化に応じて、権限・裁量の拡大を図ることができるのではないか